4　5の規定に従うことを条件として、加盟消費国の票は、次のとおり配分する。各加盟消費国は、十の基本票を有する。残余の票は、加盟消費国の間で、票の配分が行われる暦年の六暦年前の年以降の五年間における各加盟消費国の熱帯木材の純輸入量の平均に比例して配分する。

5　いずれかの二箇年会計年度に加盟消費国に配分される票数は、直前の二箇年会計年度に当該加盟消費国に配分されていた票数の五パーセントを超えて増加してはならない。超過した票は、加盟消費国の間で、票の配分が行われる暦年の六暦年前の年以降の五年間における各加盟消費国の熱帯木材の純輸入量の平均に比例して配分する。

6　理事会は、必要と認める場合には、第十二条に規定する特別多数票による議決で、加盟消費国の特別多数票について必要な百分率の下限を調整することができる。

7　理事会は、各二箇年会計年度の最初の会合の開催時に、この条に定めるところにより当該二箇年会計年度について票を配分する。配分は、8に定める場合を除くほか、当該二箇年会計年度を通じて有効なものとする。

8　機関の加盟国の構成に変動がある場合又は加盟国の投票権がこの協定に定めるところにより停止され、若しくは回復される場合には、理事会は、この条に定めるところにより、影響を受ける加盟国の区分内で票を再配分する。この場合には、理事会は、票の再配分が有効なものとなる時を決定する。

9　票数は、一未満の端数を伴ってはならない。

第十一条　理事会の投票手続

1　加盟国は、自国の有するすべての票を投ずる権利を有するが、投票に当たって票を分割してはならない。もっとも、2の規定により委託された票については、加盟国は、自国の有する票と別個に投ずることができる。

2　加盟生産国は他の加盟生産国に対し、また、加盟消費国は他の加盟消費国に対し、理事会の議長に対する書面による通告により、理事会の会合において自国の利益を代表し、及び自国の票を投ずることを自国の責任において委託することができる。

3　加盟国は、棄権したときは、投票しなかったものとみなされる。

第十二条　理事会の決定及び勧告

1　理事会は、コンセンサス方式によりすべての決定及び勧告を行うよう努める。

2　理事会は、コンセンサスに達することができない場合には、この協定が特別多数票による議決で行うことを定めている場合を除くほか、単純多数票による議決で、すべての決定及び勧告を行う。

3　加盟国の票が前条2の規定により理事会の会合において投じられた場合には、当該加盟国は、1の規定の適用上、出席し、かつ、投票したものとみなされる。

第十三条　理事会の定足数

1　理事会のいかなる会合においても、第四条に規定する各区分の加盟国の過半数であって当該区分において総票数の三分の二以上を有するものが出席していなければならない。

2　理事会の会合の日として予定された日及びその翌日において1に定める定足数が得られない場合には、会合のその後の日においては、第四条に規定する各区分の加盟国の過半数であって当該区分において総票数の過半数を有するものが出席していなければならない。

3　第十一条2の規定に基づいて代表されている加盟国は、出席しているものとみなされる。

第十四条　事務局長及び職員

1　理事会は、第十二条に規定する特別多数票による議決で、事務局長を任命する。

2　事務局長の任用の条件は、理事会が定める。

3　事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、理事会の決定に従ってこの協定を運用し、及び実施することにつき、理事会に対して責任を負う。

4　事務局長は、理事会の定める規則に従って職員を任命する。職員は、事務局長に対して責任を負う。

5　事務局長及び職員は、木材産業、木材の取引その他木材に関連する商業活動につきいかなる金銭上の利害関係も有してはならない。

6　事務局長及び職員は、その任務の遂行に当たって、いかなる加盟国からも又は機関外のいかなる当局からも指示を求め、又は受けてはならない。事務局長及び職員は、理事会に対して最終的に責任を負う国際公務員としての立場を著しく損なうおそれのあるいかなる行動も慎まなければならない。加盟国は、事務局長及び職員の責任の専ら国際的な性質を尊重するものとし、これらの者が責任を果たすに当たってこれらの者に対して影響を及ぼそうとしてはならない。

第十五条　他の機関との協力及び調整

1　理事会は、この協定の目的を達成するため、適当な場合には、国際連合並びにその諸機関及び専門機関（例えば、国際連合貿易開発会議（ＵＮＣＴＡＤ）その他関連する国際機関及び地域機関）並びに民間部門、非政府機関及び市民社会との協議及び協力のための措置をとる。

2　機関は、この協定の目的を達成するための努力の重複を避けるため並びに政府間機関、政府機関、非政府機関、市民社会及び民間部門の活動の補完性及び効率を高めるため、可能な最大限度まで、これらの機関等の便宜、役務及び専門的知識を利用する。

3　機関は、一次産品のための共通基金の制度を十分に利用する。

第十六条　オブザーバーの参加

理事会は、機関の活動に関心を有する国際連合加盟国若しくは国際連合のオブザーバーである国であってこの協定の締約国でないもの又は機関の活動に関心を有する前条に規定する機関等に対し、理事会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

第五章　特権及び免除

第十七条　特権及び免除

1　機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し、及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有する。

2　機関並びに機関の事務局長、職員及び専門家並びに日本国の領域に滞在する加盟国の代表の地位、特権及び免除については、千九百八十八年二月二十七日に東京で署名された日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定が、この協定の適正な実施のために同本部協定の改正が必要である場合にはその改正を経て、引き続き適用される。

3　機関は、理事会の承認の下に、この協定の適正な実施のために必要な能力、特権及び免除に関する取極を他の国と締結することができる。

4　機関の本部が他の加盟国に移転する場合には、当該他の加盟国は、理事会の承認の下に、できる限り速やかに、本部協定を機関と締結する。機関は、その協定が締結されるまでの間、機関がその被用者に支払う報酬及び機関の資産、収入その他の財産に対する課税を新たな接受政府の国の法令の範囲内で免除するよう当該新たな接受政府に要請する。

5　本部協定は、この協定とは別個のものとする。もっとも、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。

(a)　接受政府と機関との間で合意する場合

(b)　機関の本部が接受政府の国から移転する場合

(c)　機関が存在しなくなる場合

第六章　会計

第十八条　勘定

1　機関に、次の勘定を置く。

(a)　運営勘定（分担金による勘定）

(b)　特別勘定及びバリ・パートナーシップ基金（任意の拠出金による勘定）

(c)　その他理事会が適当かつ必要と認める勘定

2　理事会は、第七条の規定により、1に規定する勘定の透明性のある運用及び管理について規定する会計に関する規則（この協定の終了又はその有効期間の満了の際の会計上の処理に関する規定を含むもの）を定める。

3　事務局長は、1に規定する勘定の管理につき責任を負い、及び理事会に報告を行う。